

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人へ

70歳の誕生月の翌月から医療費の窓口負担が**2割**になります

(※ただし、誕生日が各月1日の人はその月から2割になります)

●70歳から74歳の人の窓口負担は法律上2割となっておりますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするために2割負担に見直されることとなりました。

対象者 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人(誕生日が昭和19年4月2日以降の人)

対象となる時期 70歳の誕生月の翌月(ただし、各月1日が誕生日の人はその月)から
(例)平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える人は、5月の診療から2割負担になります。

ご注意 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる人は、69歳までと比べて上限額が下がります。

平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人へ

平成26年4月以降も医療費の窓口負担は**1割のまま**変わりません

(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える人は、3割から1割になります)

●平成26年4月以降も、引き続き特例措置の対象になります。

対象者 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人(誕生日が昭和19年4月1日までの人)

ご注意 一定の所得がある人は、これまでどおり3割負担です

なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、この上限額も変わりません。
(※平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える人は、69歳までと比べて上限額が下がります。)

問合せ先 住民課 ☎34-8708

平成26年度の国民年金保険料について

平成26年4月から平成27年3月までの国民年金保険料は、月額「15,250円」です。
保険料をまとめてお支払いいただくと、さらにお得です。

〈平成26年度 国民年金保険料納入額早見表〉

平成26年度		1か月分	6か月分	1年分	口座振替の引き落とし日	
毎月納付 (納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替)	保険料額	15,250円	91,500円	183,000円	翌月末 (例)4月分→5月末日	
	割引額	—	740円	1,480円		
現金納付	6か月前納	保険料額	—	90,760円	181,520円	
	割引額	—	—	740円	1,480円	
1年前納	保険料額	—	—	179,750円		
	割引額	—	—	3,250円		
口座振替	毎月振替 (当月末振替) 【早割】	保険料額	15,200円	91,200円	182,400円	当月末 (例)4月分→4月末日
		割引額	50円	300円	600円	
	6か月前納	保険料額	—	90,160円	180,920円	上期(4月～9月分)→4月末日 下期(10月～翌年3月分)→10月末日
		割引額	—	1,040円	2,080円	
	1年前納	保険料額	—	—	179,160円	4月～翌年3月分→4月末日
		割引額	—	—	3,840円	

(注) 口座振替の前納のお申し込み期限は、1年前納および6か月前納の上期が2月末、6か月前納の下期が8月末までとなっております。平成26年度分の1年前納および6か月前納の上期のお申し込みは終了しています。

(注) 引き落とし日が休日の場合は、翌営業日に引き落としされます。

(注) 一部納付(半額免除など)の人の口座振替は、毎月納付(割引なし)となります。

問合せ先

武生年金事務所 ☎23-1124
住民課 ☎34-8708

国民健康保険税の税率を改定します

広報えちぜん2月号でもお知らせしましたが、平成26年度の国民健康保険税率を改定します。

改定する内容は次のとおりです。

改定内容		平成25年度	平成26年度	増減
医療保険分	所得割	5.0%	5.7%	0.7%
	資産割	22.0%	25.1%	3.1%
	均等割	26,000円	28,000円	2,000円
	平等割	23,000円	21,400円	△1,600円
後期高齢者支援分	所得割	1.1%	1.2%	0.1%
	資産割	6.0%	5.7%	△0.3%
	均等割	5,800円	5,800円	—
	平等割	5,600円	5,000円	△600円
介護保険分 ※40～64歳の人のみ	所得割	0.7%	1.0%	0.3%
	資産割	4.2%	5.1%	0.9%
	均等割	5,700円	6,500円	800円
	平等割	3,400円	3,600円	200円

増加していく医療費

H20年度：約15億7千万円

H24年度：約18億5千万円

今後の医療費も増加傾向にあります



年々減少する基金(貯金)

H20年度末：残高 約3億4千万円

H25年度末：残高 約2680万円

毎年の取り崩しで、底を突こうとしています



国民健康保険の運営の健全化を図り、加入者の皆さんが安心して医療を受けることができるよう、平成26年度から、国保税の税率を改定することになりました。平均8%ほど国保税が上がる見込となります。

皆様のご理解をお願いします。

◆口座振替を利用する際の注意点

税金や水道料、保険料など、多くの方に口座振替をご利用いただいています。支払いの通知書が届いたら、必ず、**口座番号・名義人などの確認をお願いします。**

口座振替は、皆さんからの依頼をもとに、振替開始・廃止の手続きを行っています。口座情報を確認のうえ、変更が必要な場合は、改めて『口座振替(新規・廃止)依頼書』を提出してください。

依頼書は、役場、各コミュニティセンター、金融機関に置いてあります。

★よくあるケース★

①以前、国保に加入していた時に、口座振替をしていた。その後しばらく社保に加入していたが、数年ぶりに国保に加入した。放っておいても口座振替してもらえるのか？

⇒口座振替が毎年続けて行われなかった場合、金融機関側で口座振替を停止している場合があります。改めて口座振替依頼書を提出してください。

②自分の住民税を、父親が口座振替で払ってくれていた。結婚のため、実家から、町内の別の場所に引っ越した。口座振替は自動的に停止されますか？

⇒世帯の異動があっても、原則、口座振替の情報は引き継がれます。そのままだと、父親の口座から引き落とされるので、変更が必要な場合は口座振替依頼書を提出してください。

問合せ先 税務課 ☎34-8709